

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 辻

幸二

路線名	一般国道二百九十九号
供用開始の区間	秩父郡小鹿野町三山字納宮二三八五番一地从郡同町三山字軍平二二七五番一地从先まで
供用開始の期日	令和五年六月二十七日
備考	令和五年六月二十七日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長二〇・七〇メートル